

さいたま市自治会連合会とさいたま市自治基本条例検討委員会の意見交換会
〔第13回市民部会（さいたま市自治基本条例検討委員会）〕

次 第

平成22年12月8日（水）午前10時00分～
大宮区役所南館3階301会議室

- 1 開 会
- 2 出席者の紹介
- 3 意見交換
 - （1）自治基本条例の説明
 - （2）意見交換
- 4 閉 会

【配付資料】

次第

席次

さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

さいたま市自治会連合会参加者名簿

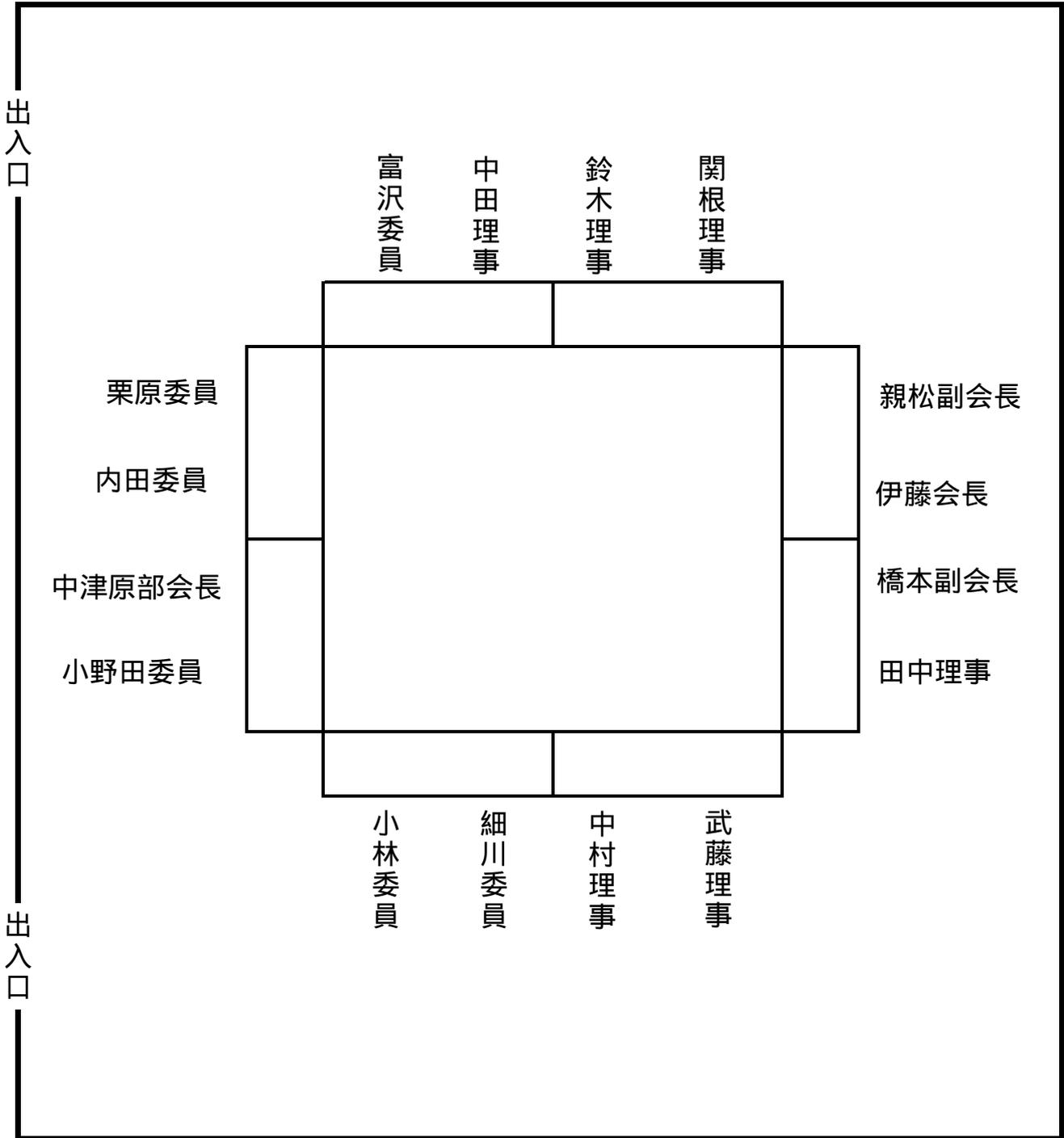
資料1 ニュースレター「さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより」

資料2 さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

資料3 部会別の検討テーマ

資料4 主な質問事項

席次



さいたま市自治基本条例検討委員会委員名簿

(H22.12.8現在)

	区分	氏名	団体・大学
1	公募による市民	歌川 光一	
2		内田 智	
3		遠藤 佳菜恵	
4		小野田 晃夫	
5		栗原 保	
6		小林 直太	
7		高橋 直郁	
8		中田 了介	
9		古屋 さおり	
10		細川 晴衣	
11		湯浅 慶	
12		渡邊 初江	
13	関係団体の代表者	伊藤 巖	さいたま市自治会連合会会長
14		染谷 義一	さいたま商工会議所
15		中津原 努	都市づくりNPOさいたま副理事長
16		堀越 栄子	さいたまNPOセンター副代表理事
17	識見を有する者	富沢 賢治	聖学院大学大学院政治政策学研究科教授
18		福島 康仁	日本大学法学部教授
19		三宅 雄彦	埼玉大学経済学部教授
20		吉川 はる奈	埼玉大学教育学部准教授

敬称略

市民部会委員

さいたま市自治会連合会
参加者名簿

役職	氏名
会長	伊藤 巖
副会長	橋本 昭司
副会長	親松 高穂
理事	田中 孝之
理事	関根 正美
理事	武藤 勇
理事	中田 一郎
理事	鈴木 富美雄
理事	中村 金司

敬称略



自治基本条例

No. 1

又々といっしょに考えよう

H22.9

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

はじめた みんなで作る自治基本条例

さいたま市では、平成 23 年度末までの制定を目指し、「さいたま市自治基本条例検討委員会」において、「(仮称)さいたま市自治基本条例」の検討を行っています。委員会では、検討にあたり、市民のみなさん、議会、行政などと意見交換していきたいと考えています。



検討委員会の風景



検討内容

自治基本条例って なあに？

まちづくりの理念
や基本ルールを定め
たもの



「自分たちのまちのことは自分たちで考え、自分たちの責任で決めていこう」というのが、まちづくりの本来あるべき姿と考えます。そして、そのまちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものが自治基本条例です。

なぜ自治基本条例が
必要なの？



さいたま市ではこれまでもたくさんの市民が、豊かで暮らしやすく、魅力あるさいたま市を目指して活動してきました。

しかし、時代とともにさいたま市の課題も多様化し、これらの解決のためには、より多くの市民の参加のもと、さいたま市の特性を活かしながら、まちづくりを進めていくことが求められています。

こうした中で、今一度、まちづくりを進める際のよりどころとなる考え方や基本的なルールを誰が見てもわかりやすいように整理し、みんなで共有することが大切です。そのため、自治基本条例という形ではっきりと定めることが必要なのです。



さいたま市自治基本条例 検討委員会の紹介

さいたま市自治基本条例検討委員会は、公募で選ばれた市民12名、関係団体（自治会、NPO、商工会議所）の代表者4名、学識者4名の計20名で構成しており、今年の春から活動をスタートしています。

具体的な活動は、自治基本条例に盛り込む内容を検討し、条例素案を作成することですが、それ以外にも自治基本条例に関する広報活動などを行っています。

春から8月末までは月2回検討委員会を開き、自治基本条例についての知識を深めるとともに、条例のコンセプト（基本的な考え方）について検討を行ってきました。

現在はこのコンセプトに基づいて、「市民」「議会・行政」と2つのテーマ部会に分かれ、それぞれの角度から条例の内容について検討を深めています。

また、今年5月から7月にかけて、市長が各区で行ったタウンミーティングで頂いた意見や、今後自治基本条例に関するフォーラム等で頂く意見等を参考にしながら、条例素案を作っていきます。

「自治基本条例」は市民のみなさんのものですので、ぜひ、ご意見をお寄せください。

※頂いた意見は検討委員会で参考といたします。

個々に返答は致しませんのでご了承ください。

条例づくりのスケジュール

（主なスケジュール）

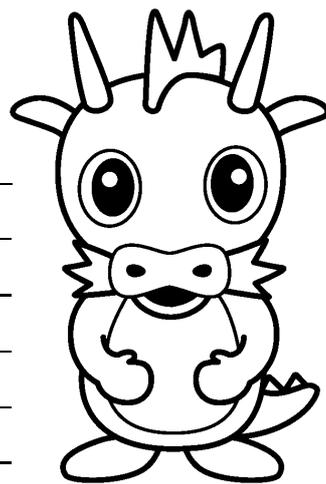
平成21年度	・「自治基本条例制定基本方針」策定 ・検討委員会委員の選定・公募
平成22年度	・検討委員会の設置、検討開始 ・検討委員会の中間報告 ・タウンミーティング、フォーラムなど
平成23年度	・検討委員会の最終報告 ・パブリックコメント ・市長が条例案を議会に提出
平成24年度	・条例施行予定

発行 さいたま市自治基本条例検討委員会
事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課
所在地 〒330-9588
さいたま市浦和区常盤6-4-4
Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985
E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

意見募集 ※FAX、メールにより事務局まで提出して下さい。

「さいたま市の魅力は何だと思いますか」

（このテーマについては、平成22年11月末まで意見募集します）



ヌウのぬり絵

さいたま市の好きなところを教えてね。

◆ホームページでも意見募集しています。また、検討委員会の検討状況を見ることができます。
◆さいたま市ホームページ (<http://www.city.saitama.jp/>) → 『自治基本条例』



自治基本条例

No.2

又々 と いっしょに 考えよう

H22.11

さいたま市自治基本条例検討委員会からのおたより

「自治基本条例」とは、まちづくりの基本となる考え方や、誰がどのような役割を果たすのかなどの基本的なルールや仕組みを定めるものです。

「さいたま市自治基本条例検討委員会」は、市長の委嘱を受け、自治基本条例について検討を行っています。

8月には、条例のコンセプト（基本的な考え方）を取りまとめました。

～みんなの思いを条例へ～

市民・企業・行政が対等に話し合えるといいね

市の担当者がかわっちゃったけど、大丈夫かな

市の企画や計画にかかわりたい

みんなが大好きなまちになるといいな！

市役所と区役所って何が違うの？

税金の使い道って…

さいたま市はいろいろな人たちが活動しているよ

議会基本条例とこのがあるけど、自治基本条例との関係は？

みんなが困っていることを地域で何かできないかな

いい条例に育てるぞ



期待する効果

- 「課題解決の羅針盤」として活用
- 市民、議会、行政のより良い関係

条例制定の目的

- 「市民自治」の確立
- 市民が誇りを持てる「さいたま市」

条例で定めるもの

- 市民と議会・行政の関係
- 区、コミュニティの役割
- 自治を担う人づくり など

条例のコンセプト(イメージ図)

部会に分かれて 条例に盛り込む内容を検討しています

検討委員会では、9月に「市民部会」と「議会・行政部会」に分かれて、各テーマの検討を進めています。

平成22年
4月

9月



12月

平成23年
2月

3月

6月頃

委員会
開始

部会に
分かれる

今ここ

部会の
とりまとめ

中間報告

フォーラム
などを開催

最終報告

「市民部会」では、市民の自治へのかかわり方について、広く検討しています。

市民活動団体等との話合いの中で、地域社会の課題解決のためには、市民同士の情報交換の場、行政との対等な立場での協働が極めて重要なことが浮かび上がってきました。

《両部会共通検討テーマ》

- ・自治基本条例の目的
 - ・自治の基本理念
 - ・自治の担い手
- など

「議会・行政部会」では、市民自治の発展に向け、議会・行政のあり方を中心に検討しています。

「さいたま市議会基本条例」と自治基本条例との関係、行政の改善すべき点や区役所の役割などが検討にあたっての課題となっています。

《市民部会の個別検討テーマ》

- ・市民の権利・責務
 - ・参加、協働
 - ・身近なコミュニティのあり方
- など

《議会・行政部会の個別検討テーマ》

- ・議会（議員）の役割・責務
 - ・市長（職員）の役割・責務
 - ・行財政運営のあり方
- など

条例づくりに参加しましょう

自治基本条例検討委員会では、みなさんと一緒に自治基本条例の具体的な内容について考えたいと思います。参加の形はさまざまです。ぜひ参加してください。

みる

市のホームページで議論の経過が見られるよ。

←市HPのここを押してね
自治基本条例



きく

検討委員会は誰でも傍聴できるよ。気軽に様子を見に来てね。



いう

意見募集してるよ。みんなの声をまってるよ。

さいたま市企画調整課まで



あつまる

フォーラムに参加してね。
(平成23年3月頃予定)



発行 さいたま市自治基本条例検討委員会

事務局 さいたま市政策局政策企画部企画調整課 所在地 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4

Tel 048(829)1035 Fax 048(829)1985 E-mail kikaku-chosei@city.saitama.lg.jp

このチラシは50,000部作成し、1部当たりの印刷経費は4円です。

さいたま市自治基本条例のコンセプト（基本的な考え方）

H22.8.30 検討委員会で合意

1．自治基本条例制定により目指すもの

（目的）

「市民自治」の確立を図り、市民が誇りを持てる「さいたま市」をつくることを目的とする。

（期待する効果）

さいたま市自治基本条例が「課題解決の羅針盤」として活用される。

「市民自治」の確立のために、市民、議会、行政など各主体の意識の向上を促し、より良い関係のもと、自治が変わることを期待する。

2．そのために条例で何を定めるのか

地方分権時代における本市の位置付けを明確にするとともに、「市民自治」の基本を示し、市民と議会・行政の関係を定める。

自治の視点から区及びコミュニティの役割を明確に定めるものとする。

自治を担う人づくり（市民・議員・市長・市職員など）の視点を含めて定めるものとする。

3．制定に当たっての留意点（条例の性格）

市民のための自治を謳うものであることから、分かりやすく表現し、説得力のある、市民の関心を高めるものとする。

「オリジナルな条例」、「新しいスタンダードとなる条例」を目指す。

部会別の検討テーマ

- ・各部会における基本的なテーマを掲げたものであり、修正、追加等については各部会で検討する。
- ・共通テーマは、両部会でそれぞれ検討する。
- ・各部会のテーマは、これまでに出された検討テーマを分類したもの。重複するテーマもあるが、それぞれの部会の視点から検討を進めることとする。

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">共通テーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自治基本条例の目的・必要性 (2) さいたま市のめざすまちの姿 (中間報告に含めるかどうか。) (3) 自治の基本理念 (4) 自治の担い手 (用語の定義など。) (5) 条例の位置付け (6) 国や他の地方自治体との関係・国際関係 (7) 条例の運用(実効性の確保) 		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民部会のテーマ</p>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 市民の権利 (2) 市民の責務 (3) 自治の担い手としての人づくり (普及啓発、活動支援、教育など) (4) 情報共有 (5) 参加 (6) 協働 (7) 住民投票 (8) 区 (区民会議・コミュニティ会議など) (9) 身近なコミュニティ (地域における問題解決、問題の集約、自治会の役割など) 		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">議会 行政部会のテーマ</p>	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>< 議会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会の役割・責務 (2) 議会運営(議会への市民参加含む) (3) 議員の役割・責務(人づくり) </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>< 行政 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の役割・責務 (2) 行政運営の基本原則 (3) 情報提供 (4) 政策形成過程への参加 (5) 市職員の役割・責務(人づくり) (6) 行財政運営(総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理) (7) 区政のあり方(区長・区役所) </td> </tr> </table>	<p>< 議会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会の役割・責務 (2) 議会運営(議会への市民参加含む) (3) 議員の役割・責務(人づくり) 	<p>< 行政 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の役割・責務 (2) 行政運営の基本原則 (3) 情報提供 (4) 政策形成過程への参加 (5) 市職員の役割・責務(人づくり) (6) 行財政運営(総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理) (7) 区政のあり方(区長・区役所)
<p>< 議会 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 議会の役割・責務 (2) 議会運営(議会への市民参加含む) (3) 議員の役割・責務(人づくり) 	<p>< 行政 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の役割・責務 (2) 行政運営の基本原則 (3) 情報提供 (4) 政策形成過程への参加 (5) 市職員の役割・責務(人づくり) (6) 行財政運営(総合計画、財政運営、応答義務、行政手続、監査、政策法務、組織・人事、危機管理) (7) 区政のあり方(区長・区役所) 		

主な質問事項

1 自治会運営の課題とその解決に向けて

(1) 全市的な課題と対応状況

- (例) 自治会運営について、どのようなことが課題になっていますか。
- (例) その課題に対して、これまでにどのような対応を講じてきたのでしょうか。
- (例) その課題に対して、今後、どのように対応することが必要だと思えますか。

(2) 行政(市や区役所)や議会に期待すること

- (例) 行政との関係はどうあるべきだと思いますか。(自治会の自主性や自立性など)
- (例) 自治会を運営していく上で、行政や議会にどのようなことを期待しますか。

2 地域の課題を地域で解決するために

(1) 地域の課題について

- (例) 自治会を運営している中で、地域にはどのような課題があると感じていますか。

(2) 市民の権利・責務について

- (例) 市民が地域の課題を自ら解決していくためには、市民にどのような責務を課したら良いと思えますか。
- (例) 自治会活動を実践している立場から、市民の権利と責務について感じていることがあれば、教えてください。

(3) 自治会ができること・できないこと

- (例) 地域の課題解決に向けて、自治会にできること、できないこと又は自治会に期待されても困ることについて、それぞれ感じていることがあれば教えてください。
- (例) 自治会で対応できない課題は、どのような方法で解決することが望ましいと思えますか。

(4) 地域で活動している他の関係者との連携・協力状況

- (例) 地域で活動している他の関係者との連携・協力の必要性をどのように感じていますか。
- (例) 地域で活動している他の関係者(例えば、民生委員、PTA、企業、市民活動団体等)とは、どのような連携・協力を行っているのでしょうか。

(5) 区役所等に期待すること

- (例) 地域の課題を地域で解決していくために、区役所等にはどのようなことを期待しますか。

3 その他(自治基本条例に期待すること)